

	<h1>鳥取県公報</h1>	平成 25 年 1 月 15 日 (火) 号外第 1 号
		毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示 保安林の指定予定 (10件) (24~33) (森林・林業総室) 2

告 示

鳥取県告示第24号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年 1 月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所
八頭郡智頭町大字惣地字大谷645の 4
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業総室及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第25号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年 1 月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所
八頭郡智頭町大字埴師字香傳寺804の 2、字ノミ谷963から965まで、字ノミ谷山1149の 2
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業総室及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第26号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成25年1月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所
八頭郡智頭町大字横田字奥新田155の2
 - 2 指定の目的
水源の^{かん}涵養
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業総室及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第27号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成25年1月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所
八頭郡八頭町中字丸山谷391、392の1、393、字上鳴507の2、508の1、508の2、511、513から516まで、516の1、516の2、517から523まで、525、526、528、529、530の2、530の3、531、字綱原山795の1から795の3まで、796の1、796の2、796の5、797、798、799の1、799の2、801、802の2から802の7まで、802の9から802の14まで、802の18、802の19、802の21から802の27まで、803、804、806、807、809、809の2、811、814の1
- 2 指定の目的
水源の^{かん}涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業総室及び八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第28号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年1月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 保安林予定森林の所在場所

八頭郡八頭町茂谷字野志尾畑1、5、8、字前河原63の1、69の1、69の2、字屋敷80の1、126の1、字宮脇97、字坂225、字谷259の1、260、字上山286の1、字椎木谷336の1、字空山417の1、419、421の2、443、445、字焼山453の3、454の1

2 指定の目的

水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業総室及び八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第29号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年1月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 保安林予定森林の所在場所

八頭郡八頭町清徳字平体110、110の1、110の2、字高畑下128の3、字高畑157、170、171の1、172、173の1、173の2、字瀧ガ谷185から187まで、190の1、195、字山神204の2、字中村平215、217の1、字上河原平243の1、字平休谷328、333、337、339の2、345、字イブリ橋谷354の1から354の11まで、354の13から354

の25まで、354の27から354の29まで、354の32から354の34まで、354の38から354の40まで、354の49から354の54まで、354の57

2 指定の目的

水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業総室及び八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第30号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年1月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 保安林予定森林の所在場所

八頭郡八頭町佐崎字懸橋5、7、8、8の1、8の2、11、字上野92、94の1、字岸ノ前210の1、210の4、字屋敷335、336、字睦久目351の1、376の1、383の1、字背戸山384、385、385の1、393、393の1、394の1、397、397の1、398、399、399の1、400、413、416の1、417、417の1、418、421、421の1、422、439、440、442の1、442の2、476、字西ケ谷424の2、424の6から424の9まで、424の14、424の26、424の32から424の35まで、424の38、424の45、424の47、424の50から424の54まで、424の60、424の69、424の70、424の73、424の75、424の87、424の91から424の94まで、424の96、424の99から424の103まで、字西ケ谷口427の1から427の6まで、字背戸山平443、443の1、444、字丸山468、字大杉原484の7から484の9まで、489、491の1、492、字深サコ山494、494の1、494の2、494の5、495、495の1、字上野平520、字上エノ山521、字宮ノ背戸533、533の1から533の3まで、字亀ノ甲山534の2、字老本木535の1から535の3まで、字清水谷549、550、字上河原山619、619の6、619の8、字坂中625の3、625の7、625の9、626、626の2、627の1、627の2、627の4、627の5、629の4、字池尾632の1、632の2、632の4、632の7、632の9、字キダハシ634の7、634の10、字キジガ尾635、635の1から635の4まで、635の12、635の13、635の15、635の17、635の19から635の23まで、字畑ノ尾636の16

2 指定の目的

水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業総室及び八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第31号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年1月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所
八頭郡八頭町篠波字本谷753の60
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業総室及び八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第32号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年1月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所
東伯郡三朝町大字神倉字木長谷697、698、字上子谷804、大字下西谷字鍛冶屋谷507の2、507の3、大字上西谷字家ノ奥417、418の1、大字高橋字堂ノ谷71の1、71の3、字北谷650の1から650の3まで、大字東小鹿字上野1550の2、1554の1、1554の2
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業総室及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第33号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年 1 月 15 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 保安林予定森林の所在場所

東伯郡琴浦町大字中村字本谷東平下476、477の1、483の1、495、字下寺内後440の1、448、449、450の1、450の2、451、452、455の2、458から460まで、463、字上ノ谷818、字大徳谷794の17、794の18、794の86から794の88まで、794の181、字大徳谷東平中1009、1010、字大徳谷西平1011の3、字本谷東平頭638の2、642の1から642の4まで、字本谷奥西平670の1、字小ヒラ谷306の17、306の18、306の22、306の23、306の25、306の26、字中村ノ上ミ218の4

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、琴浦町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業総室及び琴浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)